会　議　録

１　会議名

令和６年度　第１１回高田区地域協議会

２　議題（公開・非公開の別）

報告（公開）

（１）市所有のダイアパレス高田駅前２階諸室の利活用について

（２）地域独自の予算の一覧について

自主的な審議（公開）

（１）ＬＥＤ防犯灯の設置・補修を公費で行うことについて

（２）自主的な審議のテーマについて

３　開催日時

令和７年３月１７日（月）午後６時３０分から午後８時４分まで

４　開催場所

高田城址公園オーレンプラザ　研修室・会議室

５　傍聴人の数

０人

６　非公開の理由

―

７　出席した者（傍聴人を除く）

・委　員：澁市会長、栗田副会長、廣川副会長
飯塚委員、上原委員、北川委員、佐藤委員、柴田委員、下村委員、
杉本委員、町委員、宮﨑委員、村田委員、茂原委員、山岸委員、
吉田委員、淀野委員、渡部委員（欠席２人）

・用地管財課：堀川課長、村山係長

・学校教育課：廣川参事

・市民安全課：星野課長、水谷副課長、横田係長、久保田主事

・事務局：南部まちづくりセンター　大島所長、小池副所長、石黒係長

８　発言の内容

【石黒係長】

・冨田委員、山﨑委員を除く１８人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第８条第２項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

・同条例第８条第１項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【澁市会長】

・会議の開会を宣言

本日の会議録確認者については、栗田副会長と茂原委員にお願いする。

【茂原委員】

できない。

【澁市会長】

会議録の確認ができないということか。

【茂原委員】

そうである。

【澁市会長】

では、次の順番の山岸委員、お願いできるか。

【山岸委員】

承知した。

― 次第２　報告事項（１）市所有のダイアパレス高田駅前２階諸室の利活用について ―

【澁市会長】

次第２　報告事項（１）市所有のダイアパレス高田駅前２階諸室の利活用についてに入る。

担当課より説明を求める。

【用地管財課：堀川課長】

ダイアパレス２０２、２０３号室について説明させていただく。

西城町４丁目にあるシルバープラザ４階に開設している教育委員会所管のＣｏＣｏＭｏ南教室が本町の高田駅前にあるダイアパレスの２階に移転するための経費を３月定例会に予算を上程させていただいた。本日は、ＣｏＣｏＭｏ南教室の事業内容

は学校教育課の廣川参事より説明願うが、予算については私のほうからスケジュールなどを交えて報告させていただく。

現在２０３号室には、県警本部の少年サポートセンターが入っており、令和７年度中に行う２０２号室の工事が終了してから同センターは２０２号室に移転して、その後２０３号室の工事をしてＣｏＣｏＭｏ南教室が入る予定である。ＣｏＣｏＭｏ南は令和８年４月に開設する予定である。

次に２０２号室のこれまでの経緯だが、時系列に沿って説明させていただく。平成１７年に建設されたダイアパレス高田駅前は、平成１８年から２８年まで高田駅前コミュニティールームとして使用されていた。平成２９年度に廃止となり、現在まで未利用の居室となっている。コミュニティールームの廃止については、南部まちづくりセンターから配布されている資料のとおり、平成２９年１０月廃止の諮問をさせていただき、そこに理由が記載されていると思うが、近隣にミュゼ雪小町や町家交流館などの類似施設が整備されたことに伴い、利用者の減少などを踏まえて、平成３０年３月３１日をもって廃止ということになっている。

次に２０２号室がこれまで未利用で有効利用されなかった理由は、当初市では民間事業者への有償譲渡、貸付を検討していたが、不動産鑑定士にその部屋の価値を伺ったところ、当時で有償譲渡した場合、３０００万円程度、貸付では月１５万円程度ということであった。さらにマンションの共益費や駐車場が近くにないことを考慮すると民間事業者は敬遠するのではないかということから、民間事業者への有償貸し付けは現実的ではなく、公共機関から入ってもらったほうがよいだろうということで検討してきたが、これまで利用がなかったところである。

次に２０３号室を県警に貸した貸付料の条件は、平成２４年度から土地開発公社から市に財産として引き継がれ、県警のほうから施設利用の打診があり協議の結果、土地と建物は無償とし、電気、ガス、水道などの光熱費の実費のみを徴収することとなり、令和２年度から３年ごとの契約で現在まで続いている。今の契約が令和８年３月３１日で終わるので、その更新からは県警と協議して賃借料を無料ではなく一定の金額をいただくように調整しているところである。

次に、ＣｏＣｏＭｏ南教室が入っていたシルバープラザの今後については、所管課である高齢者支援課に尋ねたところ、現在もシルバー人材センターと老人クラブ連

合会の事務局が入っているので、施設としては現在のまま使用する見込みがあるということである。

以上、先月の高田区地域協議会でご質問いただいた内容を中心に説明させていただいた。

【学校教育課：廣川参事】

今回移転させていただくＣｏＣｏＭｏ南教室の事業について説明させていただく。

ＣｏＣｏＭｏ南教室については、現在シルバープラザ上越の中で活動させていただいている。こちらでは、不登校の児童、生徒、もしくは、不登校傾向にある生徒等が通所し、個別の学習指導や体験活動、教育相談を受け付けている。また、要請に応じて訪問指導も実施している。こちらでは、日々３人から１０人程度の利用があり、学校へ通えるような形に持っていくということを一つの目標にしながらも、その子にあった学習の機会を提供するということで開設しているものである。今回、シルバープラザから自力で通所しやすい場所ということで移転先を探している中で、高田地区内の公共施設等々の利用実態を確認したところ、本日報告させていただくダイアパレスが高田駅前にあるということだった。そこに移転する方が電車やバスで自力で通う方の利便性が高いだろうということで、来年から移転作業に入り、令和８年４月の開所を目指して進めたいと考えている。

【澁市会長】

・担当課の説明について、質問のある委員の発言を求めるがなし

以上で、次第２　報告事項（１）市所有のダイアパレス高田駅前２階諸室の利活用についてを終了する。

（用地管財課、学校教育課退室）

― 次第３　自主的な審議（１）ＬＥＤ防犯灯の設置・補修を公費で行うことについて ―

【澁市会長】

議題の順番を入れ替えて、先に次第３　自主的な審議（１）ＬＥＤ防犯灯の設置・補修を公費で行うことについてに入る。

１月２０日付で高田区地域協議会から市長宛に意見書を提出し、この度資料№.２のとおり令和７年２月１８日付で回答があった。それについて、市の担当課の方から市の回答についての考え方を中心に説明いただき、その後質疑応答を行いたいと思う。

担当課より説明を求める。

【市民安全課：横田係長】

・資料№.２、当日配布資料№.２により説明

【澁市会長】

・担当課の説明について、質問のある委員の発言を求める

【吉田委員】

ＬＥＤ灯と非ＬＥＤ灯とは何が違うのか。

【市民安全課：横田係長】

１番は寿命だと思う。それに基づいて維持管理経費が当然変わってくると思う。蛍光灯の寿命はメーカーや設置されている場所により若干異なると思うが、平均３年と言われている一方、ＬＥＤ灯も設置場所で若干前後があるが１０年以上は持つと言われており、１番大きいのは寿命というか維持管理経費での負担の軽減と二酸化炭素の排出の軽減にもつながっていると思う。

【町委員】

先ほどの説明を聞くと、この要綱に基づいた運用を引き続きということだと思うが、あまり理由になっていないというか、少し細かい話をすると、この要綱の条文だが、町内会の負担とすると書いてあるが、しなければならないと書いているわけではないので利益処分というのはできると思う。市民の利益になるような処分というのは、処分にあたるかは別として、回答に「それぞれの町内会においても行っていただきたいと考えていることから、補助制度の実施は考えておりません」とあるが、やろうと思えばできることではないのか。

【澁市会長】

何か事業を実施しようとする場合、役所はすぐに要綱を作る。要綱とは何なのか、そこから説明していただいたほうがよいと思う。私もお聞きしたかったのだが、要綱は誰を縛るものなのか。市民を縛るものではなく、行政の中で、例えば事

業を執行する者、つまり市の職員、あるいは、その受け入れ業者を縛るもので、これは市が市の中で作るもので、市議会の承認はなくても作ったり改正はできる。この辺を説明していただければ、この要綱というものがどういうものかが皆さん分かって、さらに議論が進むと思うのでお願いしたい。

【市民安全課：横田係長】

今ほど会長のお話のとおりで、例えば、今回で言うと平成２７年度から実施した補助事業など、何か事業を行う時にその趣旨や誰がどのようにするのかといった役割、費用関係の負担が出てくるようであれば、誰がどうするのかということを決めたルールを記載したものである。

また、要綱は市議会に諮る必要がなく、担当する課が中心となって作成して定めるというところで、今回の防犯灯の設置・維持管理に係る要綱については、当課が主となって定めたものである。要綱というのは、事業を実施する時に趣旨や目的を細かく定めたものである。

【澁市会長】

今の説明に基づいて、さらに質疑を求める。

【町委員】

それに基づいてやってるということはわかるが、その取扱いを変えない理由というか、実施しようと思えばできるのではないか。

【杉本委員】

意見書の趣旨は読んでもらえば分かると思うが、この要綱そのものを変えてほしいということを暗に言っている。今の要綱だと町内会が器具の負担をして市が電気代を負担することになっているが、これはおかしいので、要綱そのものを変えてもらって市が器具にもお金を出すような要綱にしてもらえないかという趣旨である。そのことについては、今日の話では一切答えていない。町委員が言われたように、なぜそれができないのか、器具についても市のほうでお金を出すという要綱にできない理由を聞きたいということである。

【澁市会長】

最終的にはどうして要綱を変えて、もう少し市の負担割合を増やせないのか、あるいは、公共施設だったら全額市が出すべきではないかというのが、私どもの素朴な考

えだがいかがか。

【市民安全課：星野課長】

要綱をなぜ変えないのか、変えてほしいというご意見だったと思うが、繰り返しになるが、平成１７年の市町村合併以降、この要綱に基づいて行政と町内会の皆さん双方で防犯灯について運用してきたということについては、一定のご理解をいただき取り組んできたものと思っている。そこは引き続き、町内会の防犯灯については町内会での維持管理、電気料金については市が全額負担するという中で取組を継続させていただきたいという考えの下、今回の回答書のとおり要綱は変えずに引き続きというお願いをさせていただいた。

我々としてはこれまでどおり要綱を変えずに皆さんのご協力をいただきながら取組を進めさせていただきたいという考えである。

【町委員】

全然答えになっていないというか、何を言っているかわからない。

【澁市会長】

それが現在の市の考え方だと理解したらよいと思う。

【茂原委員】

資料№.２の回答の趣旨を簡単に言ってほしい。これを読めばわかるといったらそれまでだが、先ほどの説明と言っていることが矛盾しているのではないかと受け取れる。その辺をはっきりお答え願いたい。

【澁市会長】

ここに書いてあるとおりではないか。何がわからないのか。

【茂原委員】

さっき説明されたこととここに書いてあることと違っているのではないか。

【澁市会長】

どこが違っていると感じるのか。

【茂原委員】

だから聞いている。

【澁市会長】

どこが違うと指摘したほうがよい。

【茂原委員】

分からないから質問している。

【澁市会長】

疑問が分からなくては答えられないと思う。

【茂原委員】

これは市民安全課から出ている回答なのか。これは、会長宛てということでよいのか。裏を見ると、南部まちづくりセンター所長宛て。これはどういうことなのか。まずそこから話してほしい。

よくわからないというのは、協議会長宛ての文章の下から４行目だが、補助制度の実施は考えておりません。要するに、要綱に載っているものは先ほどの説明では従来どおりやるようなことを言っているが、この回答では補助制度の実施は考えておりませんということはやらないということか。その辺が矛盾しているのではないか。だから私はお聞きしている。どうなるのかはっきりお答えいただきたい。

【澁市会長】

事務局に説明を求める。

【石黒係長】

資料№.２裏面の南部まちづくりセンター所長宛ての文書は、事務局に回答の送付があった日付の参考としてつけたものである。内容として今回大事なのは市民安全課からの回答であるので、こちらを表として資料№.２と番号を付けて、裏面は日付の証拠として参考までに添付したものである。

【茂原委員】

こんな文書は普通ない。

【杉本委員】

これは普通である。こういうものが来ましたという案内文である。ここに書いてあるのは、事務局に文書を送りますという案内文ではないか。

【澁市会長】

茂原委員は何が疑問なのか。

【茂原委員】

下から４行目の補助制度の実施は考えておりませんとある。

【澁市会長】

補助制度の実施は考えておりませんと書いてあるではないか。平成２７年から令和４年までの８年において補助制度があった。それがもうなくなった。それと同じような補助制度はやりませんと市はおっしゃっているだけである。

【茂原委員】

先ほどの説明でやるようなことを言っていた。

【澁市会長】

やるとは言っていない。

【茂原委員】

それであればよい。

【廣川副会長】

高田区から意見書を出して、何とか予算化してもらえないかということをお伝えして、今の段階で補助制度の実施は考えてないという回答をいただいたわけだが、ほかの地域協議会や市議会議員、あるいは、町内会などからこういう防犯灯の補助制度についての要望が来ていないか。あれば、どれぐらいの数があるか。

【市民安全課：横田係長】

ほかの地域協議会からも同じように、設置・維持管理に関して補助していただけないかという声はいただいている。件数としては全市で５件いかない。我々は防犯灯の日常の維持管理で町内会長とお話しさせていただく機会は多いが、町内会長から個別に修繕するにあたって補助してくれないかという声は、今年度１年を通して１０件いかないくらいである。修繕にあたって何か市からの補助があるかというお問い合わせは都度いただくが、本日説明させていただいた内容を回答させていただいているところである。

今の質問にお答えすると、団体からは年間で５件程度で要望をいただいており、町内会長からは１０件程度で補助してもらえないかという声をいただいている状況である。

【澁市会長】

私から質問させていただく。まず、回答の中で、防犯灯ＬＥＤ化補助金交付事業の目的を二酸化炭素排出量の削減による環境負荷の軽減、防犯灯の長寿化による維

持管理費用の負担軽減及び電気料金の削減としている。これらのうち、目に見える計測可能な直接的便益は電気料金の削減だと思う。

市民安全課からこれまでにいただいた資料を見ると、電気料金は平成２７年度の年間１億９８８万７千円、約１億１千万円だったのが、補助事業が終了した令和４年度には８，８００万円になっている。平成２７年度と令和４年度の電気料金を単純に比べると年間２，２００万円削減されたことになる。ただし、この間に電気料金は２、３割上がっている。防犯灯には防犯灯の電気料金がありそれが適用されていると思うが、市民安全課の方は恐らく承知していると思う。ここで問題がある。この防犯灯ＬＥＤ化補助制度は、いわゆる公共事業を実施するものであったと私は考えている。この事業に市は負担割合３分の１の１億９００万円を投資した。これも資料をいただいている。市民の集まりである町内会が、残りの３分の２の２億１，７００万円を投資した。その結果として、この年間２，２００万円の便益が生じた。ただ、電気料金が８年間で２、３割上がっていることを考えると、この便益がもっと増えるわけである。平成２７年度の電気料金にすれば、おそらくこの倍くらい、４，０００万円から５，０００万円の便益があったと思われる。これは詳細に詰めればわかる話である。民間投資といえばこのような場合、投資額に従って利益が分配されるのが普通である。ところが、この公共事業では市が利益の全てを得ている。２，２００万円の電気料の削減額をすべてが市が取ってるということになる。これは不公平ではないか。市民の集まりである町内会が３分の２出しているのに、市はＬＥＤ化のために３分の１しか出していない。このような利益分配の根拠は何か。これについて、まずお答えいただければと思う。

【市民安全課：星野課長】

そもそもこの補助を行ったのは、平成２７年度に蛍光灯からＬＥＤ灯にちょうど切り替わる最初の時期で、要綱に基づけば、そもそもは町内会で維持管理部分についてはご負担いただくというのが基本である。ただ、ＬＥＤ化するにあたっては、町内会のご負担もかなり高額なものになるので、そこは市も一定の考慮をする中で補助という形で３分の1、蛍光灯からＬＥＤ灯に変える時の差額分が大体１万円ということだったので、そこの部分については市が補助をして切り替えていただいたというところである。

投資とかそういう考えではなくて、市はあくまで補助、本来町内会にご負担いただく部分を補助させていただいたというところで、その結果、２，２００万円の利益が出たという考えは私どもとしては違うかと感じている。

【澁市会長】

当時の危機管理課が作った市の資料だと思うが、平成２６年か２７年の資料№１８というものだがコピーも取ってきてあるので、そちらに一部差し上げる。要するに事業目的がはっきりしている。消費電力の削減による環境負荷の軽減、電気料金、維持管理費の削減。消費電力の削減による環境負荷の軽減というのは、イコール電気料金の削減である。そういうことを目的としていたわけである。事実、市が払っている電気料金は減っている。これは要するにベネフィットである。そういうベネフィットが出るということを知りながら、市が３分の１負担して、残り３分の２を市民の集まりである町内会に負担してもらった。ベネフィットが出てきたら、全部市が独り占めするのは単純におかしい。これは一般の投資事業では通用しない。よく考えてほしい。

二つ目の質問は、市は町内会が管理する防犯灯は公共施設というふうに考えているのか、イエスかノーかでお答えいただきたい。

【市民安全課：星野課長】

防犯灯を公共施設と考えているかどうかについては、公共性の高い施設であると考えているが、町内会で設置をしている防犯灯については、公共施設という整理にはならないと思っている。

【澁市会長】

では、何を根拠に電気料金を出しているのか。公共施設だからではないのか。ただ、町内会が自分たちの安全を守るために自費で街灯をつけたという歴史的な経緯があったから、このような今の形になっているわけである。公共施設ではないという言い方はできないのではないか。不特定多数の人たちの安全を守っているわけで、これは公共施設の定義に当たるのではないか。いかがか。

【市民安全課：星野課長】

町内会が設置ということからすると、公共施設にはならないかと思う。公共性が高いという意味で、市が電気料金を負担させていただいており、そういった整理を

させていただいている。

【澁市会長】

今のところの考え方はわかった。これ以上質問しても、意見を聞いても進展しないと思うが、ほかに質問や意見はあるか。

【杉本委員】

集落と集落の間の防犯灯は市が設置するとはどういう扱いなのか。集落内は町内会で設置している。これは公共施設ではないとしている。集落と集落の間を市で設置しているのは公共施設なのかそうでないのか、どういう扱いなのか。同じ施設で設置者が違うだけである。集落間が公共施設であれば、集落内も公共施設なのではないか。集落内の防犯灯が公共施設でないというのであれば、集落間の防犯灯も公共施設でないのだから、何で市でやるのかというふうにならないか。

【市民安全課：星野課長】

我々の整理の中では、市が設置したものは公共施設、町内会が設置をしたものについては、公共性は高いけれども公共施設ではないという整理をしている。

【廣川副会長】

防犯灯をＬＥＤ化した時に、寿命は大体１０年くらいだろうという話だった。運が良ければ２０年持つものもあるが、悪ければ５、６年でも調子が悪くなるというのは出てくる。補助制度を活用して町内で設置したＬＥＤ防犯灯もかなりの数があるので、数年前から修理が必要なものが出てきている。実際に自分の町内だけではなくてよその町内からも、１台３万円弱かかるので町内会費から修理費用を出していくのは大変だという声をよく聞く。先ほど、蛍光灯からＬＥＤ灯に変える時に負担が大変だろうから１万円程度補助しようということで補助制度が始まったという話を聞いたが、今回の回答では今のところは現行の要綱に基づいて行うので補助金制度を行うことは考えていないということだった。これから町内の負担が増えてくるのでぜひ検討していただいて、予算化をできるだけ早くしていただければありがたいというお願いである。

【市民安全課：星野課長】

この間、町内からの要望や皆さんから意見書をいただいている中で、１０年前に補助を行ってＬＥＤ化したものが取替の時期を迎え始めるということもあり、市と

しても課題と認識しており、皆さんの気持ちも理解しているつもりである。すぐさま検討とか補助を行うということにはならないかもしれないが、引き続き地域の皆さんの声をしっかりとお聞きし、実情の把握に努めてまいりたいと考えているのでご理解をいただきたい。

【吉田委員】

ＬＥＤがそろそろ壊れ始めている中で、町内の体力、財政も１０年前と変わってきている。人口も減って高齢者ばかりになってきているので、スピード感を持って現実的な補助率に引き上げて進めていただきたい。

【澁市会長】

だんだん年を取って、櫛の歯が抜けるように人口も減っている。だから、ぜひとも市のご尽力をお願いしたい。

【市民安全課：星野課長】

町内会の高齢化や世帯数の減少という状況も十分承知しており、そういう意味で申し上げれば、この補助だけすればそれで問題が解決するのかということもある。そこは幅広に町内会におけるいろいろな課題を俯瞰する中で、行政として広い視点で検討していく必要があると考える。ご意見としてしっかり受け止めさせていただく。

【北川委員】

この要綱は、ＬＥＤ灯ではなくて蛍光灯や水銀灯を前提にされているものなのかと思う。昭和５４年にできた要綱で、今まで平成１７年と令和６年の２回ほど改定があったと思うが、蛍光灯がもう製造されなくなるという話もある中で、そういった意味でもこの要綱を変えたほうがよいのではないかと思う。

【澁市会長】

昭和５４年にできた要綱なので相当古いものである。水銀灯はもう生産できなくなっているのだから、そういうことを考えていただいて要綱自体を全面的に書き直してくださいということかと思う。

・ほかに質疑を求めるがなし

以上で、次第３　自主的な審議（１）ＬＥＤ防犯灯の設置・補修を公費で行うことについてを終了する。

（市民安全課退室）

― 次第３ 自主的な審議（２）自主的な審議のテーマについて ―

【澁市会長】

次第３ 自主的な審議（２）自主的な審議のテーマについてに入る。

諮問と報告について自主的な審議のテーマとするかどうか、自分の考えを事務局を通じて提出するよう前回の協議会の終わりに依頼し、数名の委員から貴重なご意見をいただいた。これと前回での議論を踏まえて、正副会長と事務局で話し合いをした。

本日は、まず報告について話し合いたいと思う。前回の話し合いでは、市において既に決定している事項に対して協議会が意見することもできないのであれば、書面によるお知らせで足りるのではないかということで議論した。正副会長としては、その議論を踏まえて次のような条件の下で、書面による報告を基本とすることを提案したい。

条件１、正副会長が話し合って必要と判断した場合は担当課による説明を求める。

条件２、委員定数の４分の１、つまり５人以上の委員が請求した場合は担当課に説明を求めることとしたい。それ以外についてはお知らせということで、委員に資料を配布して報告は終了ということになる。この件について異議はあるか。いただいた意見のほとんどが、こういうものでよいのではないかというものであった。皆さんが担当課に意見を言う、あるいは、市から説明を聞く権利は担保されていると理解されている。

それでは、この件は正副会長が提案したとおりにさせていただきたいと思う。採決は特に取らないでよろしいかと思う。

続いて、諮問についてに入る。前回の議論は少し複雑であった。旧本町ふれあい館について諮問をせずに土地・建物を無償譲渡したのはおかしいということで、１２月１６日の協議会で杉本委員から自主的な審議のテーマにしようという提案があった。一方で、前回２月１７日の協議会では、条例で定める諮問事項について事務局から施設の機能が廃止されると公の施設ではなくなることから諮問の対象では

ないという説明があった。委員の間でも考え方や捉え方の違いがある中で、既に十分な議論が行われたと思うので、高田区地域協議会としてこの問題をどう取り扱うかを採決によって決めたいと思う。

まず、杉本委員の提案を確認したい。１２月１６日の会議録を読んでみると杉本委員は、旧本町ふれあい館について建物を除去する問題と土地を処分する問題は別の問題であると述べている。我々は建物を除去することについてはいろいろと議論したが、別の案件が出てきた。土地は公の土地で市の所有物である。無償で譲渡されたわけだが、市の土地を譲渡する時に、それが諮問事項にならないというのがおかしいのではないか。だから、建物を廃止する時に土地を処分するということは全く関係がない話であって、我々は全く議論していない。市の基準から言っても建物を廃止する時に諮問したなら、土地を処分するときも当然諮問しないとおかしいと思うと述べている。さらに、市が諮問しないのであれば、自主的審議事項にして意見書を提出して、その中で本来別件なのだから諮問すべきであるが、しないので我々は自主的に審議したと明記したらよいのではないかと述べている。このように、杉本委員は、旧本町ふれあい館に関連して、公の施設としての機能の廃止と土地・建物の処分は本来別件であるから、建物・土地の処分について、実質的な審議のテーマとすることを提案している。

ここで、杉本委員にお尋ねするが、今、私が説明した提案の内容で間違いないか。

【杉本委員】

間違っていない。補足情報だが、仲町６丁目に市営住宅があって先日それが壊されたが、市営住宅の機能を廃止するというのは諮問があったのに、壊す時には何の音沙汰もなかった。今度あの土地をどうやって活用するのかという時、今の旧本町ふれあい館の例でいくと、活用する時には地域協議会に何の話もなく勝手にしてもよいという話になりそうである。それはやはりおかしいのではないか。

【澁市会長】

関連情報の提供をいただいた。今、杉本委員に確認していただき、私の説明した杉本委員の提案は間違いないということで、公の施設としての機能の廃止と土地・建物の処分は本来別件であるから、土地・建物の処分について自主的な審議のテー

マとしたいということについて、まず皆さんの意見を伺って採決を取らせていただきたい。

【宮﨑委員】

今までの経過は本当におかしな動きである。そういうものがあるから、この問題は市にきちんと報告させて市と対峙したいという考えである。

【茂原委員】

旧本町ふれあい館については、１月２０日の当日配付資料№.３に書いてあるように、市議会の常任委員会の案件で既に結論が出ている。昨年の１０月中に仮契約までして市議会でも議決されて決まったたことだから、高田区地域協議会で蒸し返しても始まらないのではないか。始まらない話を時間をかけて議論しても無駄ではないかという意見である。

【澁市会長】

市議会で議決されたことだから、高田区地域協議会で取り上げても仕方がないのではないかというご意見である。

【茂原委員】

参考までに、ダイアパレス高田駅前の案件も同じで市議会案件である。

【澁市会長】

承知した。この案件とは関係ないことかと思う。

・他に意見を求めるがなし

では、採決してよろしいか。杉本議員の提案である旧本町ふれあい館に関連して、公の施設としての機能の廃止と土地・建物の処分は本来別件であるから、土地・建物の処分について自主的な審議のテーマとするということについて、賛成の方の挙手を求める。

（賛成９名、反対７名、棄権１名）

この件は自主的審議のテーマとすることに決定した。どのような形で話し合うかについては、正副会長と事務局で協議し次回提案したい。

以上で、次第３　自主的な審議（２）自主的な審議のテーマについてを終了する。

― 次第２　報告事項（２）地域独自の予算の一覧について ―

【澁市会長】

次第２ 報告事項（２）地域独自の予算の一覧についてに入る。

事務局より説明を求める。

【石黒係長】

・資料№.１により説明

【澁市会長】

議会の採決の日はいつか。

【石黒係長】

３月２５日である。

【澁市会長】

地域独自の予算事業についての質問を求める。

【吉田委員】

提案されて、取り下げた方はいるのか。

【石黒係長】

提案を受理した後に取り下げという例はないが、相談をいただいた中で補助対象外という案件はあった。

【吉田委員】

参考までに、どんな事業だったのか。

【石黒係長】

高田区との結びつきが弱いというところで対象外ということになった。

【澁市会長】

いくつもの事業が実施されているが、その評価は誰がどのように行っているのか。誰がどのように、いつやって、その結果を我々にいただけないかということである。

【石黒係長】

例えば令和７年度の提案を例に挙げると、資料№.１にある事業は昨年の９月末までに団体の皆さんが市に対して事業計画を提案したものである。事業内容を精査しながら予算化する中で、団体の皆さんには数値目標を設定していただいている。例

えば、イベントの場合は、来場者数など具体的な数値で目標設定していただいて、事業完了後の実績報告の際、その数値目標に対してどうであったかとというところを自ら評価していただいている。それは市民の皆さんに公表するものではないので、地域協議会にも情報提供をする予定は今のところないが、団体の皆さんから自己評価はいただいている。

【澁市会長】

どうして公表しないのか知りたい。我々の税金を使っているわけである。自己評価であれば、当然公表してよいのではないか。

【石黒係長】

事務局の立場で公表するとは今申し上げられないので、地域政策課にそのような意見があったということは申し伝える。

【澁市会長】

ここに来て説明していただいてもよいのだが。

【茂原委員】

この件については、事務局が提案書を受理し予算化しているのだから、その結果について評価すべきで、皆さんにお知らせすべきだと思う。

【澁市会長】

事務局わかったか。意見である。

【下村委員】

例えば、１０番とか１６番の事業は、事業名だけを見ると全市みたいな事業だが、高田地区に関する取組がここでされるということでよいのか。

【石黒係長】

この事業の実施場所が高田区内であるということである。

【下村委員】

承知した。

【澁市会長】

これについては、これで締めたいと思う。それ以外に質問があったら、直接事務局に聞いていただきたい。

以上で、次第２ 報告事項（２）地域独自の予算の一覧についてを終了する。

― 次第４ 事務連絡 ―

【澁市会長】

次第４ 事務連絡に入る。

事務局より説明を求める。

【小池副所長】

・今後の地域協議会等の日程連絡

第１回地域協議会：４月２１日（火）１８：３０から

高田城址公園オーレンプラザ

【澁市会長】

前回の協議会で、埼玉県八潮市での道路陥没事故を受けて、高田区の状況についての質問があった。高田区では心配ないということを市の担当課に確認したので報告する。

国土交通省が緊急点検を要請した対象施設、つまり、内径が２メートル以上の下水道管は上越市にはないそうである。市内の下水道管の内径は最大で１，６５０ミリで、この管路は上越大通りに付設されている下水本管をリージョンプラザの近くにある下水処理場につなぐために関川の下に付設されているという。高田区内にはこの太さの下水管は埋設されていない。最下流にしかないものなので高田区にはないということである。

２点目として、短時間で大規模な道路陥没が生じる可能性ある大口径管、つまり、１，５００ミリ以上の下水管については、能登半島地震後に点検を実施し、異常がないことを確認しているため今回緊急点検は実施しない。

３点目として、災害に強い街づくりに向けて、令和７年度において主要路線における路面の下の空洞等の調査をやる予定ということで、やり方としては機械を積んだトラックを走らせて調査するそうである。

ということでよろしいか。ほかに疑問のある方は、直接生活排水対策課に問合せ願う。

・全体を通して質問等を求める

【村田委員】

高田区の課題として今一番心配しているのが、上越地域医療センター病院の老朽化が非常に激しい、大変な状況であることである。そんな状況で医師や看護師の方々、患者の皆さんが治療、医療に当たっていらっしゃるということをいろいろな方面から聞いて本当に心配している。例えば、家庭だと病気のことを一番にお金を支出して、趣味とか教養費とかは我慢してでも体のことを一番に対応する。病院の建て替えが延期になったと新聞紙上に出たが、私は高田区の地域協議会委員として、高田区の課題としてまず現状をよく把握して、可能ならばもっと早くといった気持ちが非常に強い。このことについて、市の担当課から現状、そして、率直なところをお聞きしたいという気持ちが本当に強いのだが、皆さんはどうか。

【澁市会長】

村田委員が述べられたセンター病院の改築の延期については、３月３日の懇親会の場でも盛んに議論の対象になって、非常に心配だという意見があったところである。振り返ってみると、確か２、３年前に現在の計画を作った時に、市から説明を受けている。その時には、令和７年度から設計を開始するという確約があったが、急に２年、さらに２年延期ということで、我々の生命に関わる問題でもあるので、今の意見をありがたく受け止めたいと思う。

では、村田委員からいただいた意見を今度の正副会長会議の場で議論して、市にも前向きの返事を頂けるようにしたいと思う。

・会議の閉会を宣言

９　問合せ先

総合政策部　地域政策課　南部まちづくりセンター

TEL:０２５-５２２-８８３１(直通)

E-mail:nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

１０　その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。